

東海市条例第11号

東海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東海市国民健康保険税条例（昭和44年東海市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.81」を「100分の8.1」に改める。

第4条中「4万3,300円」を「4万5,300円」に改める。

第5条中「100分の3.23」を「100分の3.54」に改める。

第6条中「1万1,100円」を「1万200円」に改める。

第7条中「100分の2.55」を「100分の2.76」に改める。

第8条中「1万3,700円」を「1万1,800円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「3万310円」を「3万1,710円」に改め、同号イ中「7,770円」を「7,140円」に改め、同号ウ中「9,590円」を「8,260円」に改め、同項第2号ア中「2万1,650円」を「2万2,650円」に改め、同号イ中「5,550円」を「5,100円」に改め、同号ウ中「6,850円」を「5,900円」に改め、同項第3号ア中「8,660円」を「9,060円」に改め、同号イ中「2,220円」を「2,040円」に改め、同号ウ中「2,740円」を「2,360円」に改め、同条第2項第1号ア中「6,495円」を「6,795円」に改め、同号イ中「1万825円」を「1万1,325円」に改め、同号ウ中「1万7,320円」を「1万8,120円」に改め、同号エ中「2万1,650円」を「2万2,650円」に改め、同項第2号ア中「1,665円」を「1,530円」に改め、同号イ中「2,775円」を「2,550円」に改め、同号ウ中「4,440円」を「4,080円」に改め、同号エ中「5,550円」を「5,100円」に改め、同条第3項第2号ア中「1,083円」を「1,133円」に改め、同号イ中「1,805円」を「1,888円」に改め、同号ウ中「2,887円」を「3,020円」に改め、同号エ中「3,609円」を「3,775円」に改め、同項第4号ア中「278円」を「255円」に改め、同号イ中「463円」を「425円」に改め、同号ウ中「740円」を「680円」に改め、同号エ中「925円」を「850円」に改め、同項第6号ア中「343円」を「295円」に改め、同号イ中「57

1円」を「492円」に改め、同号ウ中「914円」を「787円」に改め、同号エ中「1,142円」を「984円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。